

白岡市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護している<u>もの</u>をいう。</p> <p>(3) 「受給資格者」とは、<u>親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護している主たる生計維持者であり、日本国内に住所を有するもので、子ども医療費支給事業の受給資格を市長から認定されたものをいう。</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 「<u>現物給付</u>」とは、<u>対象者が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等の一部負担金の支払を求められず、市長が対象者に代わって医療費を当該医療機関に支払うことをいう。</u></p> <p>(支給対象)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者の保護者は、医療費の支給対象としないものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>他の都道府県又は市区町村が実施する制度により乳幼児、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者</u></p> <p>(8) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による就学義務の猶予に係る者のうち、病弱、発育不完全及びそれに準ずる状態を除く事由のため就学困難と市長が認めたもの</u></p> <p>(支給)</p> <p>第4条 市は、<u>受給資格者</u>が前条に定める対象となる子どもの一部負担金を支払った場合において、当該支払額（付加給付金があるときは、その額を</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護している<u>主たる生計維持者</u>をいう。</p> <p>(3) 「受給資格者」とは、子ども医療費支給事業の受給資格を市長から認定された<u>保護者</u>をいう。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(支給対象)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者の保護者は、医療費の支給対象としないものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(支給)</p> <p>第4条 市は、<u>保護者</u>が前条に定める対象となる子どもの一部負担金を支払った場合において、当該支払額（付加給付金があるときは、その額を控除</p>

控除した額。以下「こども医療費」という。)を支給するものとする。ただし、受給資格者の責(税の未申告等)により過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。

(支給の方法)

第5条 前条の支給は、受給資格者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合には、規則の定めるところにより、受給資格者に代わってこども医療費を当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給資格者に対し、こども医療費の支給があったものとみなす。

4 略

(受給資格の登録)

第6条 略

2 前項の申請があった場合、市長は、規則の定めるところにより、内容を審査し、適当と認めるときは、当該こどもの保護者であり、かつ、その主たる生計維持者を受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。

3 略

4 市長は、前2項の規定により受給資格者として認定したときは、規則の定めるところにより、受給資格者に受給者証を交付しなければならない。

した額。以下「こども医療費」という。)を支給するものとする。ただし、保護者の責(税の未申告等)により過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。

(支給の方法)

第5条 前条の支給は、対象となるこどもの保護者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市は、埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合には、保護者に代わってこども医療費を当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた対象となるこどもの保護者に対し、こども医療費の支給があったものとみなす。

4 略

(受給資格の登録)

第6条 略

2 前項の申請があった場合、市長は、規則の定めるところにより、内容を審査し、適当と認めるときは、当該こどもの保護者を受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。

3 略

4 市長は、第2項及び第3項の規定により受給資格者として認定したときは、規則の定めるところにより、受給資格者に受給者証を交付しなければならない。